

『寝屋川市産業振興連絡調整会議』について

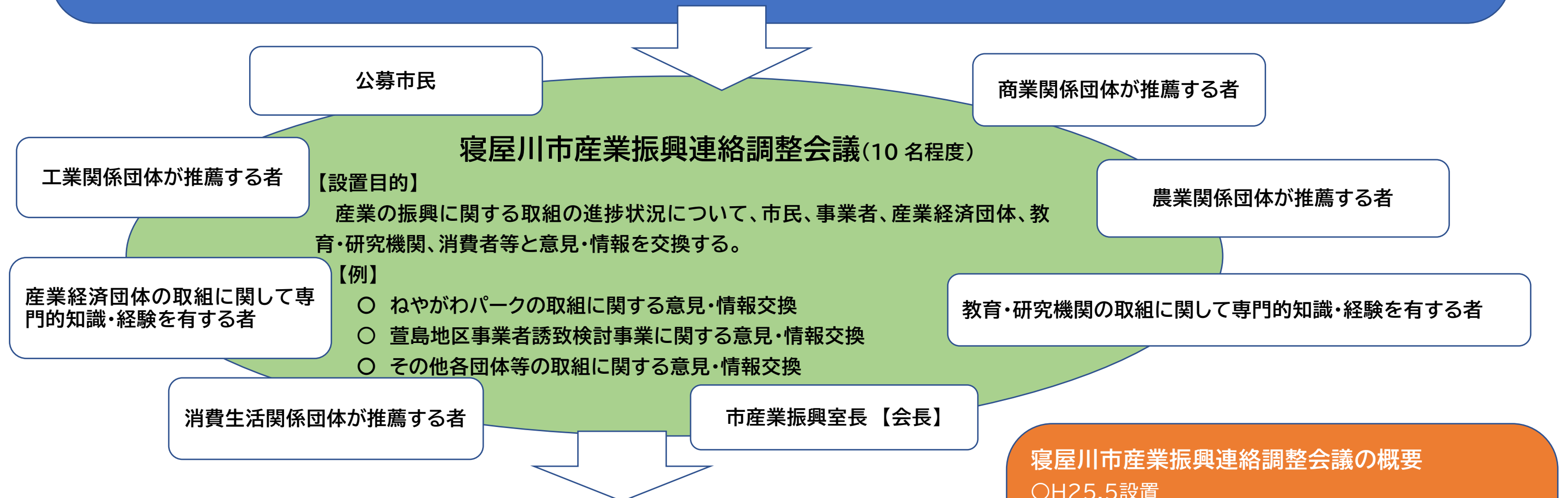
寝屋川市産業振興条例

【第3条第1項 基本理念】

産業の振興は、事業者の創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者及び寝屋川市がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、市民の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

【第13条 産業の振興に関する意見交換の場の設置】

市長は、産業の振興に関する取組の進捗状況について、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と意見を交換する場を設けるものとする。



意見・情報交換した取組等について、『商・工・農業者』『産業経済団体』『教育・研究機関』『消費者』『寝屋川市』それぞれの役割及び責務を果たしながら、協働により推進することにより、地域産業の安定化・活性化の推進を図る。

➡ 市民生活の向上、にぎわいと活力のあるまちの実現

寝屋川市産業振興連絡調整会議の概要

○H25.5設置

○例年10月、2月ごろの開催(年2回)

※ 令和4年度の開催実績

令和4年10月25日、令和5年2月20日

※ 令和5年度の開催実績

令和5年10月24日、令和6年2月22日